

# ごみの減量化等に向けた行動計画

(第二次)

平成 26 年度～平成 28 年度

平成 26 年 3 月

十和田地域広域事務組合

## 目 次

1 計画策定の趣旨 .....	1
2 ごみ処理の現状 .....	2
3 ごみ減量・リサイクル目標 .....	5
4 組合の具体的施策（行動計画） .....	6
5 行動計画のスケジュール .....	8

# 1 計画策定の趣旨

## (1) 計画策定の目的

地球温暖化の進行や天然資源の枯渇など地球規模での環境問題が深刻化するいま、私たち一人ひとりが、地球環境保全のために何ができるのかを考えると、ごみの問題は一番身近な環境問題であり、地球環境保全のためにできる一番身近な取組です。このことから、私たちがこれまで以上にごみ問題に関心を持ち、ごみの減量とリサイクルに向けた行動が重要となってきています。

十和田地域広域事務組合（以下「組合」という。）においても、ごみの減量やリサイクルの推進、最終処分場のひっ迫などが課題となっており、組合ではこの状況を踏まえ、平成19年3月に循環型社会の構築を大きな目標と捉え、「ごみの発生抑制と減量化の推進」「リサイクルの推進」「適正処理の推進」の3つの基本方針の実現に向けた「十和田地域広域事務組合ごみ処理基本計画」（以下「ごみ処理基本計画」という。）を策定し、住民、事業者、組合の構成市町村（以下「構成市町村」という。）、組合がそれぞれの役割分担と責務のもと協働による取り組みを進めています。

こうした中、組合では、平成22年3月に平成22年度から平成24年度までを計画期間とした「ごみの減量化等に向けた行動計画」を策定し、ごみの減量化と資源化に取り組んだ結果、ごみの減量やリサイクルの促進、最終処分場の延命化に対して一定の効果は上げましたが、ごみ減量・リサイクル目標の達成には至りませんでした。

組合では、構成市町村と連携して施策の効果を検証し、検討した結果を踏まえ、ごみ減量・リサイクルにおける数値目標と具体的な行動（前計画の内容を継続して取り組む施策を含む具体的施策）を示し、循環型社会の構築と最終処分場の延命に向けた新たな指針として「第二次ごみの減量化等に向けた行動計画」を策定するものです。

## (2) 計画の位置づけ

本計画は、平成19年3月に策定した「ごみ処理基本計画」や組合の関連計画と整合を図り、ごみ減量等に関する具体的計画として策定するもので、前計画に続く第二次計画になります。



## (3) 計画の基本方針

### ① 家庭ごみ有料化の検討と慎重な制度設計

「家庭ごみの有料化」はごみの減量化とリサイクル率の向上に最も有効とされ、最終処分場の延命を図るためにもこの施策導入の検討は不可避であります。現時点では直ちに実施するのではなく3年間以上の慎重な制度設計を含めた検討を行います。

### ② ごみの減量化とリサイクル率の向上

「ごみの減量化」と「リサイクル率の向上」を達成するため、具体的な行動計画を立て、その達成目標を明示して取り組みます。

### ③ 具体的施策の効果の検証

本計画の進行管理では環境マネジメントシステムの考えを取り入れ、概ね3年経過後に構成市町村と連携してごみの減量化、資源化、最終処分場の延命における施策の効果を検証し、計画の進捗状況に応じて必要な見直しを行うPDCAサイクルの仕組みにより、実施していきます。

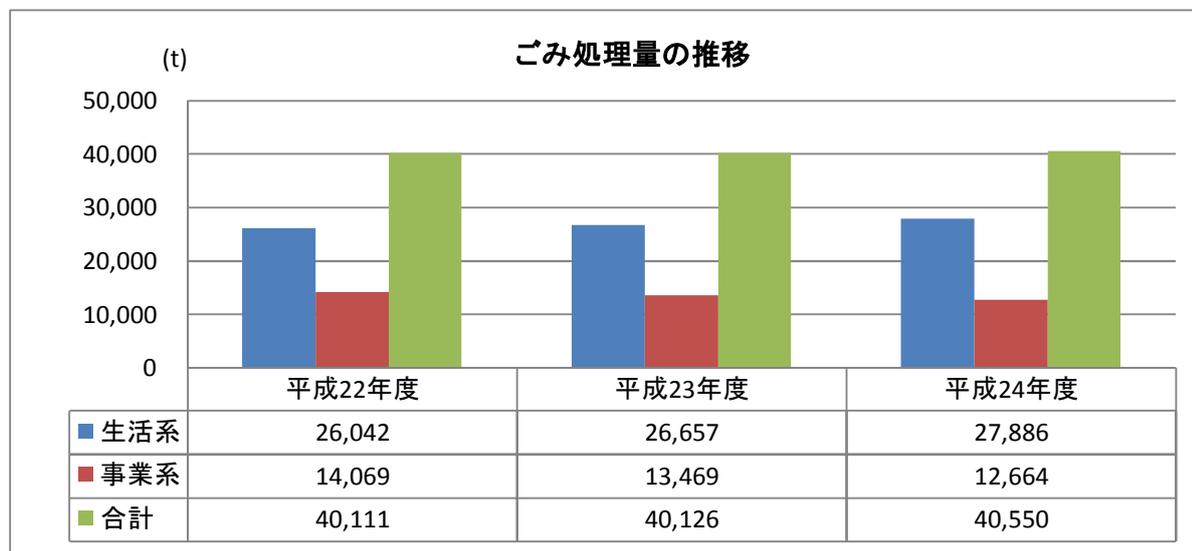
## (4) 計画の期間

本計画は、平成26年度から平成28年度までを計画期間とし、3年間に取り組むべき行動を示します。

## 2 ごみ処理の現状

### (1) ごみ処理量

平成24年度に構成市町村から排出され、組合で処理したごみの量は40,550トンで、そのうち生活系ごみと事業系ごみの排出割合を見ると、生活系ごみが27,886トン(約69%)、事業系ごみが12,664トン(約31%)となっています。ごみ処理量の推移を見てみると事業系ごみの処理量は順調に減少しているのに対し、生活系ごみは増加しています。

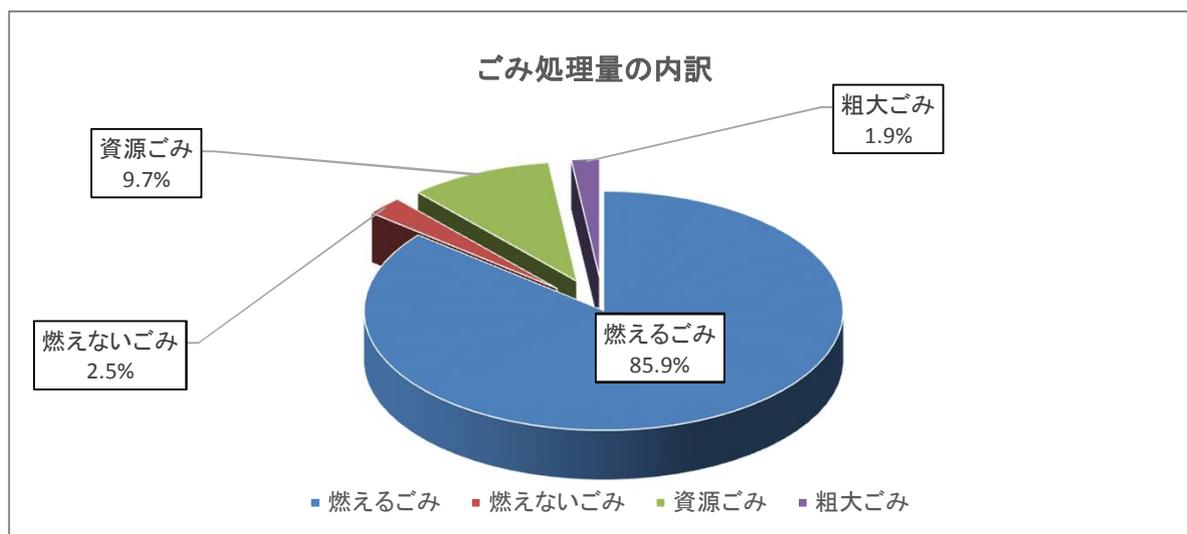


※ 生活系ごみとは、住民生活に伴って各家庭から排出されるごみ。

※ 事業系ごみとは、事務所・学校・病院・商店等から排出される産業廃棄物以外のごみ。

### (2) ごみ処理量の内訳

平成24年度におけるごみ処理量40,550トンの内訳は、「燃えるごみ」が34,828トンで最も多く、全体の約86%を占めています。次に多い品目は「資源ごみ」の3,920トンで全体の約10%を占め、次いで「燃えないごみ」、「粗大ごみ」の順となっています。

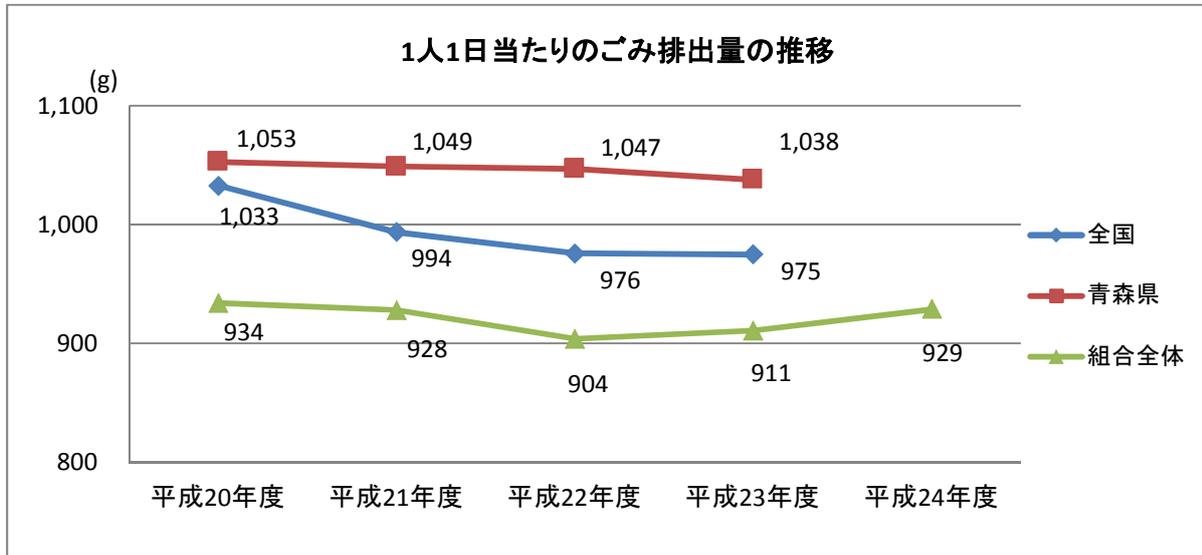


(単位:トン)

区分	燃えるごみ	燃えないごみ	資源ごみ	粗大ごみ	合計
ごみ処理量	34,828	1,035	3,920	767	40,550

### (3) 1人1日当たりのごみ排出量

平成24年度における構成市町村の住民1人1日当たりのごみ排出量は、929グラムで前年度と比較して2.0%の増加となっています。また、ごみ排出量は、平成22年度以降増加傾向にあります。組合全体の数値は、全国と青森県の平均値を下回っています。

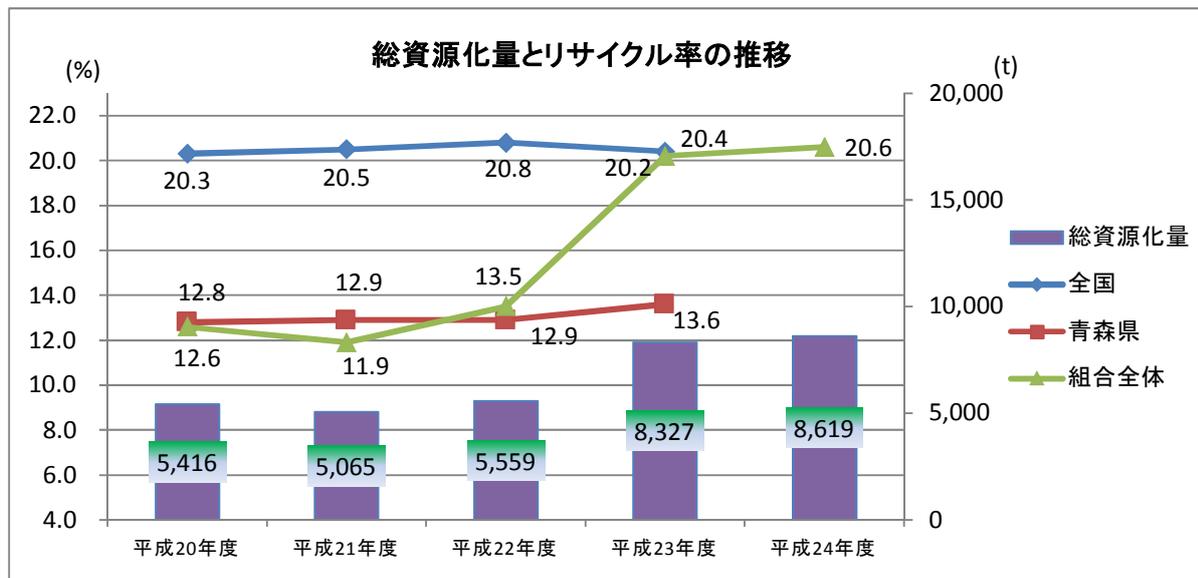


- ※ 1人1日当たりのごみ排出量＝ごみ総排出量(ごみ処理量＋集団回収量)×1,000,000÷行政区域内人口÷365日
- ※ ごみ処理量＝収集ごみ量＋直接搬入ごみ量
- ※ 集団回収量とは、住民団体等によって回収された量をいい、ごみの総排出量に含める。
- ※ 行政区域内人口など算出に用いた数値は、一般廃棄物処理事業実態調査(環境省)の数値を採用。
- ※ 全国・青森県の数値は、一般廃棄物処理事業実態調査(環境省)の数値を引用。

### (4) リサイクルの状況

平成24年度におけるごみの総資源化量は8,619トンで、前年度と比較して3.5%増加しています。また、総資源化量は平成23年度から焼却灰の全量をリサイクル(セメント原料化)したことで大幅に増加しています。

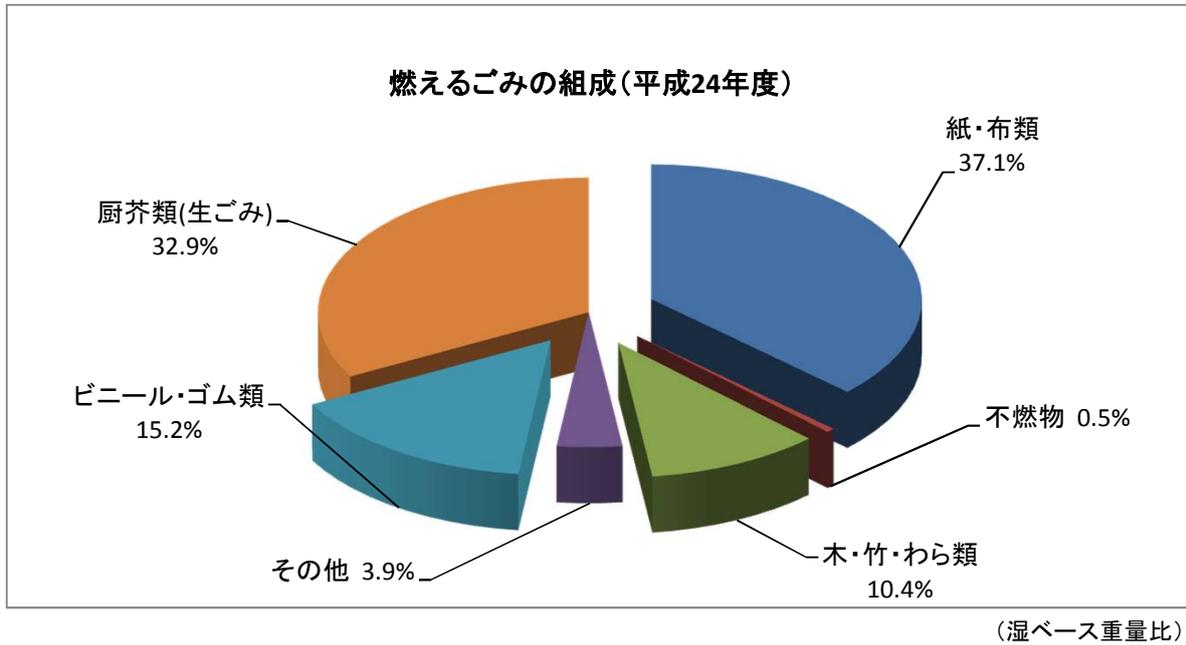
リサイクル率は、焼却灰のリサイクル導入によって平成22年度の13.5%から平成23年度は20.2%、平成24年度は20.6%と大幅に上昇しています。その結果、全国値と並び青森県の数値を大幅に上回っています。



- ※ 総資源化量＝資源化したごみの総量(組合による資源化量＋集団回収量)
- ※ リサイクル率(%)＝総資源化量÷ごみ総排出量(ごみ処理量＋集団回収量)
- ※ 全国・青森県の数値は、一般廃棄物処理事業実態調査(環境省)の数値を引用。

(5) 燃えるごみの組成

十和田ごみ焼却施設における燃えるごみの組成分析調査(平成24年度・4回調査平均)の結果をもとにごみの組成割合を見ると、紙・布類が37.1%で最も多く、次に厨芥類が32.9%、ビニール・ゴム類が15.2%となっており、この3種類で全体の約85%を占めています。

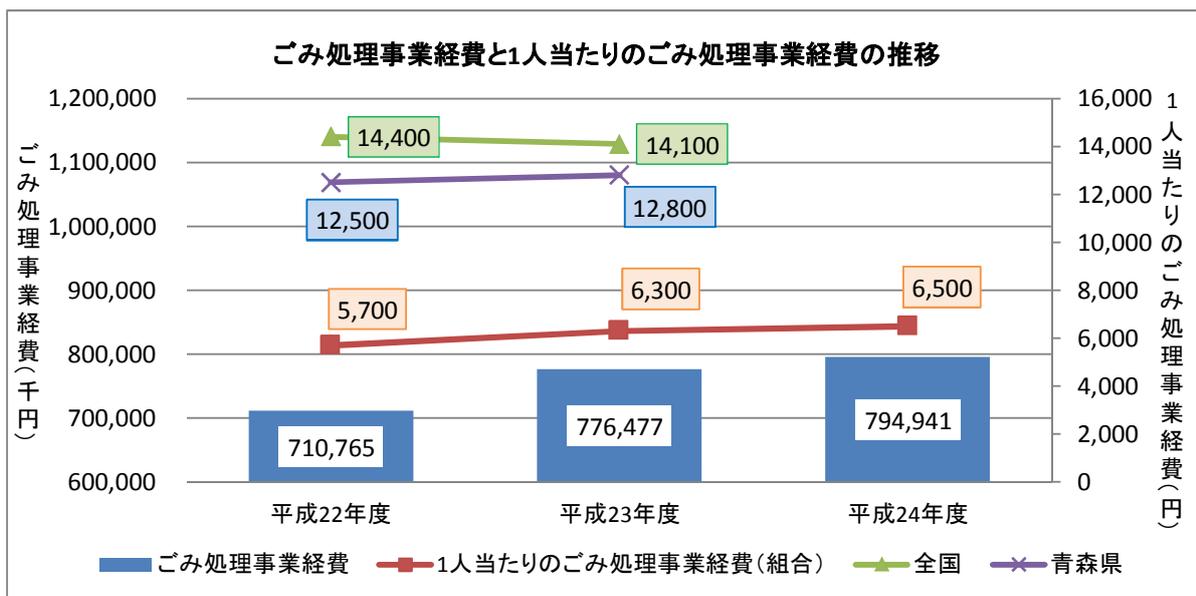


(6) ごみ処理事業経費の推移

ごみを処理するためには、収集運搬から焼却等の中間処理を経て最終処分に至るまでに人件費、処理費、維持管理費などの経費がかかっています。

平成24年度における組合のごみ処理事業経費は約795,000千円であり、住民1人当たりの負担に換算すると約6,500円となります。平成23年度以降、民間施設(セメント会社)への処理委託による焼却灰のリサイクルを導入したことで、平成22年度と比較して経費が増加しています。

住民1人当たりのごみ処理事業経費は、全国、青森県の数値より低い水準(ごみ処理費用が安い)にあります。



- ※ ごみ処理事業経費には、起債償還額に係るものは除く。
- ※ 1人当たりのごみ処理事業経費=ごみ処理事業経費×1,000÷行政区域内人口(100円未満四捨五入)
- ※ 算出に用いた行政区域内人口は、当該年度の10月1日現在人口を採用。
- ※ 全国・青森県の1人当たりのごみ処理事業経費は、一般廃棄物処理実態調査(環境省)の数値を引用。

## (7) ごみの減量化、リサイクル率向上への課題

組合のごみ処理量、住民1人1日当たりのごみ排出量は平成21年度まで減少していましたが、平成22年度以降増加に転じています。事業系ごみは順調に減少しているのに対し、生活系ごみの増加が続いていることから、生活系ごみの減量化が必要となっています。

リサイクル率は、焼却灰のリサイクルによって平成23年度に大幅に上昇しましたが、焼却灰の資源化量を除いた場合には横ばいで推移しており、分別が徹底されていないことが想定されます。

平成24年度におけるごみ処理量(40,550トン)の内訳では、燃えるごみ(34,828トン)が全体の約86%を占めており、燃えるごみの組成分析調査結果から焼却しているごみの中には減量可能な食品や食べ残しなどの厨芥類、資源として利用可能な新聞やチラシなどの紙・布類が多く含まれています。

この調査結果から燃えるごみの内訳を推計して見ると紙・布類12,921トン、厨芥類11,458トンとなり、この2種類だけでごみ処理量全体の約60%を占めています。

このことから、家庭から排出されるこれら厨芥類や紙類をどれだけ減らし、どれだけ資源として分別できるかがごみの減量化、資源化を進めていくうえで重要なポイントとなっています。

## 3 ごみ減量・リサイクル目標

### (1) 目標設定に当たっての考え方

本計画は、ごみ処理基本計画との整合を図るため、平成28年度を目標年度とします。原則、ごみ処理基本計画の目標を指標としますが、前計画における目標値の達成状況や廃棄物処理法に基づく国の基本方針、青森県の循環型社会形成推進計画を考慮した減量やリサイクルに関するより具体的な目標を掲げるものとします。

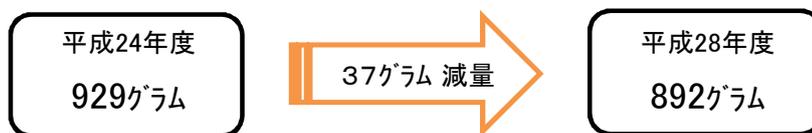
### (2) 目標年度と基準年度

基準年度	開始年度	目標年度
平成24年度	平成26年度	平成28年度

### (3) ごみ減量目標

**平成28年度までに1人1日当たりのごみ排出量を892グラム以下に抑制します。**

- ※ ごみ総排出量は人口増減に大きく左右される(排出量変動する)ため、「1人1日当たりのごみ排出量」を指標とすることで、年度の比較がわかりやすいと考えます。
- ※ ごみ処理基本計画では、目標年次の「1人1日当たりのごみ排出量」を892グラムとしています。基準年度に比べ約4%の削減となる37グラムの減量を目指します。



### (3) リサイクル目標

**平成28年度までにリサイクル率を25%に引き上げます。**

- ※ リサイクル率は、焼却灰のリサイクル(資源化量)を含めて算出しますが、今後、新たなリサイクルの施策が実施された場合には、それらを含めます。
- ※ ごみ処理基本計画の推計値(25.5%)と国や青森県(25%)の目標値を考慮し、基準年度に比べ4.4ポイントの増加により、リサイクル率25%の達成を目指します。

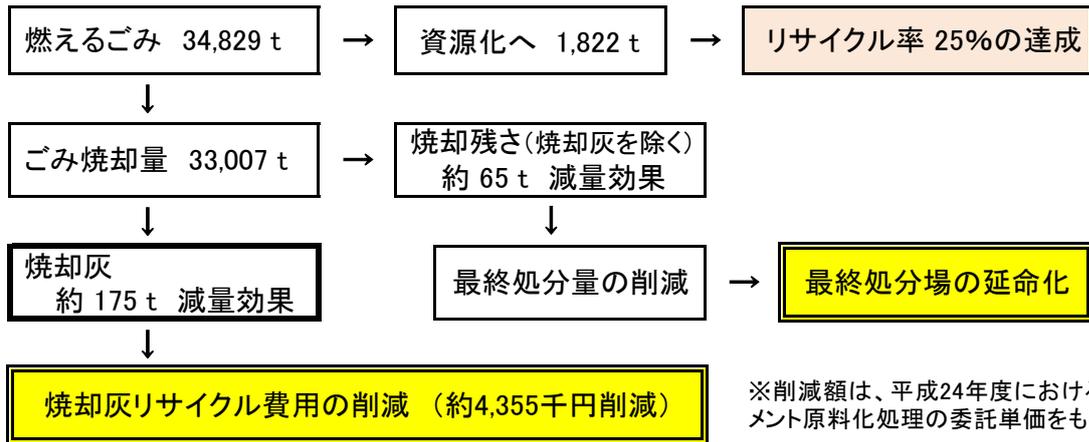


#### (4) 目標達成のメリット

- ① 分別排出の徹底によるリサイクル率の向上は、焼却処理するごみ量が削減し、焼却残さ（焼却灰等）の減量によって、最終処分場の延命化が図れます。
- ② 焼却灰の減量は、焼却灰リサイクル費用の削減につながります。

#### ※ 平成24年度ごみ総排出量(41,761t)からの試算

リサイクル率 25%の達成には、あと 1,822 トンの資源化量が必要であり、燃えるごみの中に含まれている資源化可能なごみの分別徹底によってリサイクル率の向上を達成した場合、焼却するごみ量が 1,822 トン削減され、焼却残さの焼却灰量は約 175 トンの減量となります。



## 4 組合の具体的施策（行動計画）

基本方針をもとに、計画期間内に組合が取り組む具体的な施策を以下に示します。

### (1) ごみ減量、リサイクル率向上

#### 施策－1 組合による情報提供

##### ① 構成市町村への情報提供

ごみの適正処理には、ごみ減量と適正排出が最も重要で、そのため住民・事業者にごみ排出及び処理状況等を十分に理解してもらうことが必要です。

組合では、これまでもごみ処理量や資源化量、ごみ処理経費、ごみの分別状況などの情報を構成市町村に提供してきました。今後も引き続き、ごみ減量化及びリサイクル率向上に向けた施策の展開に必要なデータを積極的に提供していきます。また、ごみの出し方や収集日程をお知らせする「家庭ごみの出し方(ごみ収集日程表)」を毎年度作成し、構成市町村を通じて全世帯に配布しています。今後も構成市町村と協力して、住民に見やすく、わかりやすい情報提供に努めます。

##### ② 組合ホームページの充実

組合ホームページの中で、ごみに関する情報をお知らせしています。

インターネットの利用拡大に伴い、ごみに関する情報や施設の案内、各種計画、ごみ処理経費などの情報提供の手段として、ホームページのより一層の充実に努め、ごみ処理に対する関心を高めます。

#### 施策－2 焼却灰のリサイクル推進

現在、焼却残さのうち焼却灰は、民間施設(セメント会社)への処理委託によりセメントの原料(セメント原料化)としてリサイクルしています。その結果、リサイクル率を大幅に向上させました。今後もセメント原料化を継続することにより、最終処分場の延命化と資源の有効活用を図ります。

### 施策－3 ごみ処理費用負担の適正化

ごみの搬入に当たって排出者から徴収するごみ処理手数料(搬入料金)は、平成24年4月に事業系ごみの減量や実際の処理コストとの乖離の解消などを目的に料金改定を行い、一定の効果を上げています。今後もごみの減量・リサイクル促進の一環として費用負担の適正化を図るために調査・検討を行います。

### 施策－4 ごみの分別排出徹底の推進

#### ① 家庭ごみの分別徹底

ごみの減量やリサイクルを進めるためには、適正に分別排出することが基本です。しかし、まだ分別の徹底が十分図られていないため、現在も実施している分別が不徹底なごみ袋には警告ステッカー貼付、回収しないことで分別指導を徹底し、適正な分別排出を推進します。

#### ② 事業系ごみの搬入指導

事業系ごみの排出に当たっては、事業者責任を踏まえ、適正な分別排出が求められます。

現在、事業系ごみの搬入は、事業者自らが行うかまたは組合が許可する収集運搬業者により行われています。今後、燃えるごみの中にリサイクル可能な資源物の混入があった場合には分別徹底を行うよう事業者あるいは収集運搬許可業者に対し指導を行います。また、リサイクル可能な紙ごみについては、オフィス町内会の活用を要請します。

### 施策－5 施策の効果を検証するためのデータ収集

組合では、ごみの減量化及びリサイクル率向上における構成市町村が講じた施策の効果を検証するため、市町村ごとに区別したごみ処理量などの必要なデータを計画期間の3年間にわたって収集し、構成市町村に提供します。

### 施策－6 小型家電リサイクルシステムの検討

都市鉱山とも言われるごみとなった小型電子機器等に含まれる有用金属は、天然資源の消費削減や有害廃棄物の管理、ごみの減量化の観点からリサイクルすることが望ましいものです。

現在、組合では、鉄やアルミ、銅線など一部金属を選別して業者に売り払い、リサイクルしています。今後は、国のリサイクル認定事業者の状況や県内市町村の取組状況を踏まえ、住民の皆様にごみ減量やリサイクルの負担を軽減し、地域の特性に合わせたリサイクルシステムについて、構成市町村が実施する拠点回収の状況を見ながら、構成市町村とともに資源化の拡充を含めた検討を行います。

## (2) 家庭ごみ有料化の検討

### 施策－7 家庭ごみ有料化の検討

家庭ごみの有料化とは、家庭から日常生活に伴い発生するごみについて、排出者である住民がごみ処理に係る費用の一部を手数料として負担する仕組みのことです。

ごみの発生抑制やリサイクル率の向上には、より多くの住民が減量化、適正な分別排出に取り組むことが必要で、これにはごみ処理の有料化といった経済的手法が有効とされています。現在、排出されたごみの処理費用の殆どが税金で賄われており、ごみ減量やリサイクル、分別排出の取り組みにかかわらず、住民が一律に負担している現状に対して、ごみ排出量に応じた負担の公平化を図ることが必要です。

しかし、住民に新たな負担をかけることになる「家庭ごみ有料化」の導入については、住民の合意形成が重要であることから、今後のごみ量やリサイクル率の推移を見ながら、導入の必要性について3年間以上の慎重な制度設計を含めた検討を行います。

なお、有料化の検討に当たっては、ごみの減量や分別排出の徹底に効果的な制度にすることや既に努力されている住民に不公平のないよう配慮する必要があります。

## 5 行動計画のスケジュール

施策項目	平成26年度	平成27年度	平成28年度
1 組合による情報提供			
① 構成市町村への情報提供	→		
② 組合ホームページの充実	→		
2 焼却灰のリサイクル推進	→		
3 ごみ処理費用負担の適正化		検討	→
4 ごみの分別排出徹底の推進			
① 家庭ごみの分別徹底	→		
② 事業系ごみの搬入指導	→		
5 施策の効果を検証するためのデータ収集	→		
6 小型家電リサイクルシステムの検討		検討	→
7 家庭ごみ有料化の検討		検討	→

**十和田地域広域事務組合**

**平成 26 年 3 月**

十和田地域広域事務組合 事務局 業務課

〒034-0051 十和田市大字伝法寺字大窪 60 番地 3

電話 0176-28-2654 FAX 0176-28-2678